

令和7年5月29日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めるので、令和7年6月1
2日（木）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和7年5月2日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和7年5月7日（水）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

刑事収容施設法65条（養護のための措置等）及び66条（子の養育）の
運用状況が分かる文書（最新版）

4 行政文書の保有状況について

（1）上記3について、その趣旨が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第65条第2項の規定に基づき、被収容者が出産のために刑事施設の外の病院等に入院した件数及び法第66条の規定に基づき、刑事施設の女子の被収容者がその子を刑事施設内で養育した件数が分かる最新の文書を求めるということであれば、法務省本省では、次の行政文書を保有しています。

ア 刑事施設における女子被収容者の出産等について（ただし、入院及び子の養育件数が分かる部分に限る。）

なお、上記行政文書については、その大部分が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に基づく不開示情報に該当する可能性があり、当該情報が記録されている部分について不開示となることが見込まれます。

（2）法第66条について、各矯正施設における乳幼児数が分かる最新の文書を求めるということであれば、法務省本省では、次の行政文書を保有しています。

イ 矯正統計報告月表（3月分）集計表のうち「1 被収容者別 刑務所・拘置所の入出所人員」、「5 施設別 収容延人員」（令和7年3月分の

もの)

ウ 令和5年矯正統計年報のうち「1 施設別 収容延人員」、「2 施設別 1日平均収容人員」、「14 被収容者別 入出所人員」

上記イの行政文書中の数値については、本件開示請求時点において公表していない数値であるため、そのような数値を公にすることにより、公表する統計と差異が生じ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることに加え、統計の正確性が損なわれ、統計に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第5号に該当し、不開示になる可能性があります。

また、上記ウの行政文書は、以下のとおり、法務省のホームページに掲載されているため、開示請求によらなくとも閲覧が可能ですので、情報提供いたします。

(https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_index.html)

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4の行政文書を請求される場合、開示請求件数は3件（アで1件、イで1件、ウで1件）、開示請求手数料は900円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円を受領していますので、請求する件数に応じた収入印紙を過不足なく納付願います。